

# 公 示 用

令和 7 年度

設 計 書

役務名 定 山 溪 水 再 生 プ ラ ザ 濃 縮 汚 泥 運 搬 業 務

令和6年11月

## 【業務委託設計書作成基準の公表について】

- (1) 業務委託費の積算の透明性・妥当性を図ることを目的として、本市の業務委託設計書作成基準を一部、公表しています。
- (2) 公表は、下水道庁舎1階の閲覧コーナーにある閲覧用パソコン(2台設置)で行っています。
- (3) 提供時間は開庁日の午前9時から午後5時までです。(12時15分から13時00分を除く。)
- (4) 閲覧に当たっては、備付けの情報提供設計書閲覧・複写届に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。
- (5) データの閲覧又は、CD-Rへの複写が可能です。CD-Rは持参してください。

【業務委託設計書作成基準を公表しているのは、下表の業務である。】

業務項目	対象施設、設備等
運転管理業務	拓北T、伏古川T、東部T、定山溪T、厚別T、茨戸T 西部SC焼却、西部SC脱水、東部SC、手稲沈砂洗浄C、厚別洗浄C
融雪施設運転管理業務	創成川融雪管、厚別融雪槽
維持管理	埋設圧送管、MP施設等
汚泥等運搬業務	沈砂等、定山溪プラザ濃縮汚泥、東部SC等脱水汚泥
焼却灰運搬業務	西部SC
クレーン性能検査整備	
電気設備点検	特別高圧、高圧電気、計装、高圧電動機等、シーケンサ等、直流電源
エレベータ点検	
消防設備点検	
庭園管理	
構内除雪	

札幌市下水道河川局事業推進部  
豊平川水処理センター

役務名 定山溪水再生プラザ濃縮汚泥運搬業務

業務委託費		円
内訳	⑧ 業務価格単価	円/m <sup>3</sup>
	⑨ 業務予定量(汚泥運搬量)	10,000 m <sup>3</sup> /年
	業務価格	円
	消費税等相当額	円

### 業務説明

#### 1 業務の概要

定山溪水再生プラザで発生する濃縮汚泥を西部スラッジセンターへ汚泥吸排車にて運搬する

#### 2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 年 月 日まで

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 仕様書

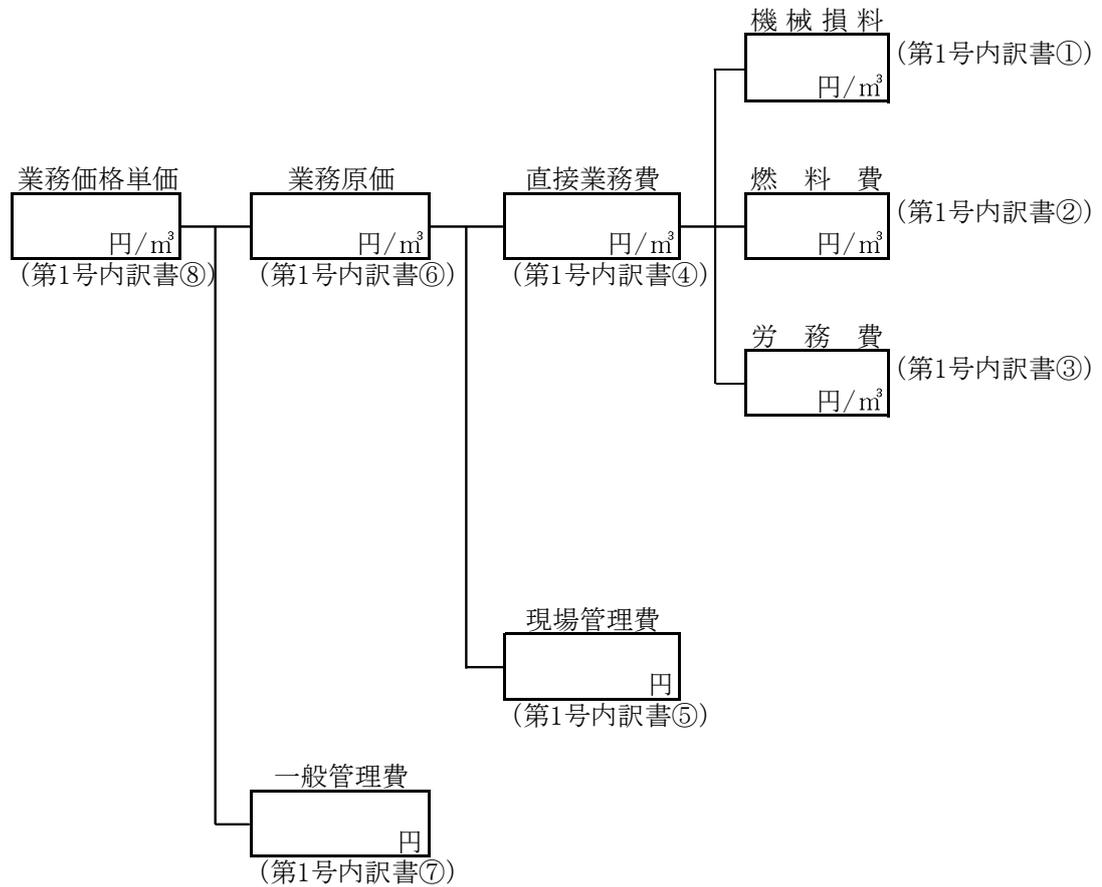
別添共通仕様書及び特記仕様書による。

別添仕様書による。

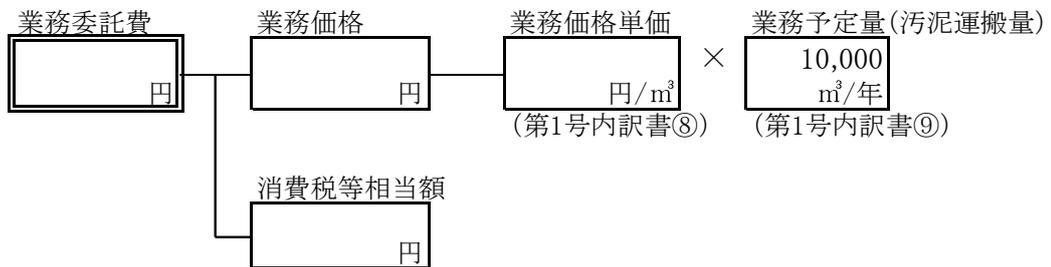
# 業務委託費総括表

役務名 定山溪水再生プラザ濃縮汚泥運搬業務

## 1. 業務価格単価



## 2. 業務委託費



第1号 濃縮汚泥運搬費(定山溪水再生プラザ)内訳書

項目		単位	計算式 (比例費)	金額等	備考
A	運搬量	m <sup>3</sup> /年	A1	10,000	⑨
	供用日数	日	A2	365	業務期間で拘束する日数
B	積載量	m <sup>3</sup> /台	固定	6.0	
C	運搬回数	回	A1/B	1,667	
D	往復距離	km/回	固定	80	
E1	走行速度	km/h	固定		
E2	往復時間	h/回	D/E1		
E3	積込等時間	h/回	固定 (20分)		
E	回当り所要時間	h/回	E2+E3		
F1	運転1時間当り機械損料	円/h	F1		建設機械等損料表による
F2	供用1日当り機械損料	円/日	F2		建設機械等損料表による
F3	供用日当り標準運転時間	h/日	F3		建設機械等損料表による
F4	供用日当り運転時間	h/日	(通算運転時間) /(供用日数)		
F	運転1時間当り換算値損料額(補正值)	円/h	F補=(F1+F2/F4)		稼動が標準的で無い場合:F4/F3>1.2
H1	軽油単価	円/L			
H2	燃料使用量	L/h			機械損料表による
H	時間当り燃料費	円/h	H1*H2		
I1	労務単価(一般運転手)	円/人	固定		
I2	労務費	人/h	1/F3		
I	時間当り労務単価	円/h	I1*I2		
J	m <sup>3</sup> 当り機械損料	円/m <sup>3</sup>	E*F補/B		稼動が標準的で無い場合 ①
L	m <sup>3</sup> 当り燃料費	円/m <sup>3</sup>	E2*H/B		②
M	m <sup>3</sup> 当り労務費	円/m <sup>3</sup>	E*I/B		③
N	直接業務費	円/m <sup>3</sup>	J+L+M		④
O	現場管理費	円	N*率		土木工事標準積算基準による ⑤
		%			
P	業務原価	円/m <sup>3</sup>	N+O		⑥
Q	一般管理費等	円	P*率		土木工事標準積算基準による ⑦
		%			
R	業務価格単価	円/m <sup>3</sup>	P+Q		⑧
			再計		
業務価格		円/年	A1*R		
			計		
消費税等相当額					
業務委託費					

注) 稼動が標準的な場合とは、対象の建設機械について供用1日当りの運転時間が、標準の値に比較して前後20%の範囲内にある状況であり、標準的で無い場合とは、その範囲を上回る稼動時間である状況とする。